

岩手県監査委員告示第20号

包括外部監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第9号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1(1) 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

(3) 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

(4) 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成27年2月9日

(5) 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

(ア) 契約書の記載事項（違約金）について

県の会計規則第117条第1項によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。

本条項がないことが契約書自体の効力には影響なく、また、結果的に本業務において、当該条項を適用することはなかったのであるが、会計規則が要求している条項の記載がなかった点で、契約書の記載内容に不備があった。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
環境生活企画室	平成23年度環境学習交流センター及び地球温暖化防止活動推進センター運營業務委託	特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて	29,112,300	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
青少年・男女共同参画課	青少年活動交流センター管理運營業務委託	公益社団法人岩手県青少年育成県民会議	18,396,000	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(イ) 再委託の事前協議について

再委託に関する事前協議は行っているものの、口頭による確認のみであり、文書による協議は行われていなかった。

契約書には、文書により協議すべき旨の記載はないが、再委託の事前協議の意義は、委託先に対する検査確認が間接的になったり、業務の質の低下や業務の責任が不明確化する等の懸念がないことを確認することである。

県の説明によれば、契約書及び仕様書に基づき、県が指示した業務について本契約締結前に口頭により協議を実施していたとのことであるが、不測の事態が生じた時に責任の所在を明確にできるためにも、書面による協議による必要があると考える。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
環境生活企画室	平成23年度環境学習交流セン	特定非営利活動法人環	29,112,300	平成23年4月1日から

	ター及び地球温暖化防止活動 推進センター運営業務委託	境パートナーシップい わて		平成24年3月31日まで
--	-------------------------------	------------------	--	--------------

イ 措置内容

(ア) 契約書の記載事項（違約金）について

平成25年度の当該業務委託契約以降、契約書に違約金条項を明記している。

また、再発防止のため、契約変更等の情報を所属内で共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認している。

(イ) 再委託の事前協議について

契約書に基づいて再委託の承認に関する協議書を作成している。

2(1) 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

(3) 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

(4) 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成24年度包括外部監査に対する措置結果について 平成27年2月13日

(5) 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

(ア) 契約書の記載事項（契約保証金）について

県では会計規則第111条において、「契約担当者は、契約を締結する者をして契約保証金を納めさせ」ることとしているが、一方、第112条において、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができることとしている。

上記の委託業務について契約保証金は免除されているが、「様式第2号 委託事業 施行及び契約伺」を閲覧したところ、「入札保証金の免除」の項目において、入札保証金の免除規定である「会計規則第97条第3号」が根拠として記載されていた。担当者によれば指名競争入札に関する施行（及び契約）伺の様式を借用して作成したため、項目及び根拠規定が修正されないまま使用した結果によるものとのことであった。

本来の根拠規定は会計規則第112条第6号であり、契約保証金の免除規定の適用が誤っていた。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
北上川上流流域 下水道事務所	流域下水道施設管理運営支援 業務	財団法人岩手県下水道 公社	178,018,050	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

(イ) 契約書の記載事項（契約保証金）について

県では会計規則第111条において、「契約担当者は、契約を締結する者をして契約保証金を納めさせ」ることとしているが、一方、第112条において、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができることとしている。

上記の委託業務について契約保証金は免除されているが、「様式第2号 委託事業 施行及び契約伺」を閲覧したところ、「契約保証金の免除」の項目において、契約保証金の免除規定として「会計規則第112条第2号」が記載されていた。

当該委託業務では、履行保証保険契約が締結され、その保険証券が添付されており、明らかに本来の根拠規定は会計規則第112条第1号であり、契約保証金の免除規定の適用が誤っていた。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
北上川上流流域	水沢浄化センターN o. 3遠心	三機環境サービス株式	34,043,100	平成23年7月29日から

下水道事務所	濃縮機他点検業務	会社東北営業所	平成24年1月24日まで
--------	----------	---------	--------------

(ウ) 契約書の記載事項（違約金）について

県の会計規則第117条第1項によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。

本条項がないことが契約書自体の効力には影響なく、また、結果的に本業務において、当該条項を適用することはなかったのであるが、会計規則が要求している条項の記載がなかった点で、契約書の記載内容に不備があった。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
盛岡広域振興局 土木部	主要地方道盛岡和賀線飯岡地区二又遺跡発掘調査（その1）業務委託	公益財団法人岩手県文化振興事業団	21,047,250	平成23年4月20日から 平成24年3月31日まで

(エ) 契約方法の見直し（公募）について

本契約は、特定エリアの除排雪作業について、特命随意契約により委託先を決定している。北上地区には、除排雪作業を実施できる業者が少なくとも20者、一関地区には13者存在している。現在は、北上地区の各エリアを20者、一関地区の各エリアを13者で分担して除排雪業務を実施しているが、それぞれのエリアは、特定の業者との特命随意契約となっている。随意契約理由の合理性が問題となる。

この点、随意契約理由は、競争入札により除排雪業務の適切な遂行に支障をきたすとのことである。また、県の追加補足説明によれば、除雪業務は、降雪量を予測することが困難であるなかでも、昼夜問わずの出動態勢を整備し維持する必要がある、業者に多大な負担を強いることになる業務であるため、実態としては、当該エリアに所在する業者をお願いして、業務を実施してもらっている側面が強いとのことであった。

県の説明に一定の理解を示すことはできるものの、除排雪業務は、緊急性・迅速性を求められる業務であるため、北上地区や一関地区に事業所を有する業者が望ましいのであるが、必要な重機や人員の手配ができる業者であれば実施可能な業務であり、当該エリアに特有の業務の特殊性は存在しないと考えられる。

また、仮に業務の特殊性（本件の場合は、業者にとって過度に重労働業務であること）が認められる場合であっても、県では、平成19年9月5日付けの出納局指導審査担当課長による「公共調達適正化について」（以下課長通知）において、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」と「それ以外の場合」を明確に区分することで、随意契約の見直しを図ることとしているのであって、本契約が、課長通知の「契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの等競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に該当するか否かが問題である。該当する場合は、直ちに特命随意契約を締結することが認められるが、該当しない場合は、原則として一般競争入札または企画競争を実施することとされ、例外として相手方が1者と見込まれる場合は、公募の手続きを実施する必要がある。

県では、同通知において、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」を定めているが、本契約は、いずれかに該当するとまでは言えないことから、特命随意契約を締結する前に、公募の手続きを実施すべきであったと考える。

従って、施行令167条の2第1項第2号（競争入札に適しない）に基づく随意契約理由に合理的根拠があるといえるかが疑問である。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
北上土木センター	道路除排雪業務委託	高橋建設株式会社	3,347,713	平成23年11月9日から 平成24年3月31日まで
	道路除排雪業務委託（1月分）	株式会社小田島工業	14,481,099	平成23年11月9日から 平成24年3月31日まで
一関土木センター	道路除排雪業務委託（12月分）	株式会社佐々木組	3,491,064	平成23年11月2日から

—)		平成24年 3月31日まで
---	---	--	---------------

(オ) 契約書の記載事項（暴力団排除条項）について

県では暴排条例が平成23年7月1日から施行されていることに伴い、平成23年9月1日より、委託契約を行う場合の契約書において、県と契約を締結する者と「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員との関係等に関する事項の記載を行うこととしているが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。

契約書の記載内容に不備があった。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
北上土木センタ —	道路除排雪業務委託	高橋建設株式会社	3,347,713	平成23年11月9日から 平成24年3月31日まで
	道路除排雪業務委託（1月分）)	株式会社小田島工業	14,481,099	平成23年11月9日から 平成24年3月31日まで
一関土木センタ —	道路除排雪業務委託（12月分）)	株式会社佐々木組	3,491,064	平成23年11月2日から 平成24年3月31日まで

イ 措置内容

(ア) 契約書の記載事項（契約保証金）について

再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを十分確認することとした。

(イ) 契約書の記載事項（契約保証金）について

再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを十分確認することとした。

(ウ) 契約書の記載事項（違約金）について

再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを十分確認することとした。

(エ) 契約方法の見直し（公募）について

平成24年度から条件付一般競争入札（公募方式）により施行することとした。

(オ) 契約書の記載事項（暴力団排除条項）について

再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを十分確認することとした。